

軍歴資料の閲覧及び照会等に関する事務取扱要領

(目的)

第1 本要領は、熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）保管軍歴資料（以下「軍歴資料」という。）に係る閲覧及び照会について、旧軍人軍属のプライバシー保護及びその事務の適正化を図ることを目的とする。

(資料の範囲)

第2 第1に掲げる軍歴資料とは、次のものをいう。

- 1 陸軍兵籍
- 2 陸軍戦時名簿
- 3 陸軍身上報告書
- 4 その他軍歴に関する記載のある資料（軍歴に係る記載部分に限る。）

(閲覧及び照会の請求)

第3 軍歴資料の閲覧及び照会の請求者は、次の者に限るものとする。

- 1 本人生存の場合は本人
- 2 本人死亡の場合は六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族
- 3 叙勲の内申等及び犯罪の捜査等の事務を行う行政機関等

(代理人による閲覧及び照会)

第4 第3の1又は2に定める請求者の委任状がある場合は、代理人による閲覧及び照会を認めるものとする。

(閲覧の請求方法)

第5 軍歴資料の閲覧を請求するときは、軍歴資料閲覧申請書（様式1）により請求しなければならない。

(閲覧場所)

第6 軍歴資料の閲覧は、社会福祉課内の職員の指定する場所で行う。

(閲覧の方法)

第7 閲覧請求者は、職員の指示に従わなければならない。また、閲覧に当たっては、軍歴資料を破損、汚損させてはならない。

(照会の請求方法)

第8 第3の1又は2の者が軍歴資料の照会を請求するときは軍歴事項照会願（様式2）を、第3の3の者が軍歴資料の照会を請求するときは、使用目的、対象者の氏名、本籍及び生年月日を記載した公文書を提出しなければならない。

(照会の回答)

第9 第8による軍歴照会に対する回答は、社会福祉課長の判断により、様式3又は軍歴資料の写しの交付によるものとする。

- 2 軍歴資料の写しの交付は、第2の1から3を優先し、1から3が存在しない、若しくは1から3の内容を補完しうる場合にのみ4を交付するものとする。

(関係資料の提出)

第10 請求者の身分又は請求理由等に疑義があるときは、社会福祉課長は、確認のための資料を求めることができる。

(提供の制限)

第11 本人(死亡した者を含む。)の権利利益を不当に侵害するおそれがある個人情報、本人(本人から委任を受けた者を含む。)以外には開示しない。

2 部隊長名など、本人の軍歴とかかわりのない情報は開示しない。

(資料の訂正)

第12 軍歴資料の訂正には応じないものとする。

(附則)

第13 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

第14 この要領は、平成10年9月4日から施行し、改正後の軍歴資料の閲覧及び照会等に関する事務取扱要領の規定は、平成10年4月1日から適用する。ただし、改正後の様式1及び様式2については、平成10年10月1日から施行する。

第15 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

第16 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第17 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第18 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

第19 この要領は、令和3年1月28日から施行する。